

## 春日井市機能別分団に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、春日井市消防団条例（昭和41年春日井市条例第33号）及び春日井市消防団規則（昭和41年春日井市規則31号）に規定する機能別団員について必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第2条 機能別分団は、春日井市消防団に属するものとし、中部大学の学生を構成員として、中部大学の施設を借用して活動するものとする。

2 機能別分団は、3班から構成し、各班に班長を置く。

3 機能別分団の班長は、自班の班員、他班長及び市の消防職員と連絡調整をするものとする。

### (定員等)

第3条 機能別分団の定員は、大学1年生から3年生までの各学年10名とする。

### (入団資格)

第4条 機能別分団は、中部大学の学生であって、心身ともに健康で防災意欲のあるものが入団することができる。

### (選考基準)

第5条 定員を超える場合は、次に掲げる者を優先して選考する。

(1) 春日井市内在住の者

(2) 外国語が話せる者

(3) 消防団長が認めた者

2 前項の基準によっても選考できないときは、抽選による。

### (任務)

第6条 機能別団員は、地震等の大災害時に中部大学構内において次に掲げる任務を行う。

(1) 住民の避難誘導

- (2) 応急救護
- (3) 支援物資の配給、管理の補助
- (4) 外国人避難者に対する通話活動の支援
- (5) 前各号に掲げるもののほか団長が特に要請する後方支援活動

2 前項の任務のほか機能別団員は、防災訓練等行事への参加又は研修、訓練等に積極的に参加しなければならない。

(検証)

第7条 中部大学教員からオブザーバーを選出し、機能別分団の活動等を検証するものとする。

(貸与品)

第8条 活動に必要な次の物品を機能別団員に貸与する。

- (1) 蛍光ベスト
- (2) アポロキャップ
- (3) ヘルメット

(報酬)

第9条 報酬については、別記様式による報告により春日井市消防団条例第14条第2項の規定に基づき支給するものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月1日から施行する。

# 出 動 報 告 書

春日井市消防団長 様

次のとおり団員が出動したので報告します。

(報告者)

出動年月日

従事時間

職務従事内容

\_\_\_\_\_  
~  
\_\_\_\_\_

No.	氏 名
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	

No.	氏 名
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

適用	春日井市消防団条例第 14条第2項	
----	-------------------	--